

次の案件については、8月31日に公示しましたが、応募が無かったため再公示致します。

案件番号：160586

国名：エルサルバドル

担当部署：農村開発部 農業・農村開発第二グループ 第三チーム

案件名：東部地域野菜農家収益性向上プロジェクト中間レビュー調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務：評価分析

(2) 格付：3号～4号

(3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間：2016年10月中旬から2016年11月下旬まで

(2) 業務M/M：国内0.50M/M、現地0.57M/M、合計1.07M/M

(3) 業務日数：準備期間 派遣期間 整理期間

5日 17日 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

(1) 簡易プロポーザル提出部数：1部

(2) 見積書提出部数：1部

(3) 提出期限：9月28日(12時まで)

(4) 提出場所：専用アドレス(e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)をご覧ください。

なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

(5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年9月27日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針 8点

②業務実施上のバックアップ体制等 2点

(2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験 45点

②対象国又は同類似地域での業務経験 9点

③語学力 18点

④その他学位、資格等 18点

(計100点)

類似業務	各種評価調査（農業・農村開発、地域開発分野）
対象国／類似地域	エルサルバドル／全途上国

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

エルサルバドル共和国（以下、「エルサルバドル」）では、農業はGDPの約12.7%を占めており¹、労働人口の約22%がそこに従事する重要な産業である²。エルサルバドルでは、1979年以降、ゲリラ勢力と政府軍との間で内戦が続いたが、1992年に和平合意した後には、帰還兵・帰還難民の経済的自立と農業振興を目的とした農業改革が実施され、土地の細分化が進んだ。そのため、農民の多くは零細（農地面積3ha以下で、自給自足のための農業生産を主として行う農家層）であり、全農民の約80%を占めている状況である³。これら零細農民は、市場・金融へのアクセスや生産技術を有せず、農村部の貧困層を形成している。

エルサルバドル国内で、特にそのような問題が顕著なのが東部地域（ウスルタン県、サン・ミゲル県、モラサン県、ラ・ウニオン県）であり、零細農民の割合が高い最貧困地域となっている。同地域では、主としてトウモロコシ等の基礎穀物の他に、ピーマンやトマト等の野菜類が生産されており、零細農民の多くも自給用の野菜を栽培し、一部を販売している。同地域は他地域と比較して農業生産性が低いことから⁴、零細農民の農業生産技術指導による農業生産性向上のための取り組みが進められている。これら零細農民への農業技術指導については、農業・林業分野の技術研究開発と普及を担う国立農牧林業技術センター（以下、「CENTA」）が実施しており、近年の同センターの活動により、有機農法や簡易ハウスを用いた栽培技術が普及しつつある。

その一方で、当該地域の零細農民による市場や技術へのアクセスは未だに限定的である。そのため多くの零細農民・農業協同組合は、生産物を大手流通業者以外の仲買人⁵に販売しており、大手流通業者への販売を通じたスーパーマーケット等への販路を持っていないのが実態である。このような状況を改善するためには、零細農民の組織化や市場のニーズに合致した品質・量の農産物を生産することにより価格交渉力の強化を行うとともに、バリューチェーンにおける上流から下流（卸売、小売等）への販路を構築・強化することが課題となっている。本プロジェクトは、これらの課題に対して、SHEPアプローチ⁶を活用して、市場志向型農業を推進し、換金作物栽培技術の向上、技術力・生産性の向上・バリューチェーン改善等に取り組みながら農家の生計の向上を目的として、2014年5月から4年間の予定で実施されている。

今回の中間レビューでは、本プロジェクト協力期間の中間時点となる2016年10月に、既存PDM及び活動計画に基づき、プロジェクトの投入実績・達成度を調査・確認し、問題点を整理するとともに、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点から、プロジェクトチーム、エルサルバドル側関係者とともに、本プロジェクトの中間レビューを実施し、プロジェクトの残り期間の課題及び今後の方向性について確認し、合同中間レビュー報告書に取りまとめ、合意することを目的とする。なお、本中間レビューと

¹ World Bank, World Development Indicators, 2012

² FAO, FAOSTAT, 2012

³ JICA「エルサルバドル国農産品バリューチェーン情報収集・確認調査報告書」、2012年

⁴ 同上

⁵ 現地では「非正規の仲買人」と呼称される所得税の納税申告を行っていない個人・事業主であり、市場価格よりも安く農産品を買い取る。

⁶ プロジェクトでは、農家に「作って売る」から「売るために作る」への意識変革を起こし、それを農家自らが実践するための各種支援活動の結果として、対象農民の所得向上を目指しており、このように農家が作物を「作ってから売る」のではなく「売るために作る」という手法や考え方をSHEPアプローチと呼んでいる。

同時期に、「SHEP アプローチ広域促進支援」として別途コンサルタント 1 名が現地で調査を実施するので、本業務従事者は当該コンサルタントとも情報共有を行い、業務を実施することとなる。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。また、本業務従事者は、他の団員が作成する報告書（案）を含めた、中間レビュー報告書（案）を中心となって取りまとめる。

具体的の担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2016 年 10 月中旬～10 月下旬）

- ①既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ②既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 5 項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・西文もしくは英文）を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関、その他エルサルバドル側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（西文もしくは英文）を作成し、プロジェクトを通じて配布する。
- ④国内で収集可能なデータを整理・分析し、それらの現時点の既存情報に基づき、評価報告書（案）の作成を行う。
- ⑤対処方針会議等に参加する。

（2）現地派遣期間（2016 年 10 月下旬～11 月上旬）

- ①JICA エルサルバドル事務所等との打合せに参加する。
- ②本プロジェクト関係者に対して、「新 JICA 事業評価ガイドライン第 1 版」に基づいた評価手法について説明を行う。
- ③エルサルバドル側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともに本プロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びエルサルバドル側 C/P 等とともに評価 5 項目の観点から評価を行い、担当分野に係る中間レビュー調査報告書（案）（西文もしくは英文）を作成する。
- ⑥調査結果や他団員及びエルサルバドル側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び P0 の修正案（和文・西文もしくは英文）の取りまとめに協力する。
- ⑦合同中間レビュー調査報告書（案）（西文もしくは英文）に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版の作成に協力する。
- ⑧協議議事録（M/M）（西文もしくは英文）の作成に協力する。
- ⑨現地調査結果の JICA エルサルバドル事務所等への報告に参加し、担当分野に係る現地調査結果を JICA エルサルバドル事務所等に報告する。

（3）帰国後整理期間（2016 年 11 月上旬～11 月中旬）

- ①評価調査結果要約表（案）（和文・西文もしくは英文）を作成する。

- ②帰国報告会に出席し、担当分野に係る報告を行う。
- ③担当分野に係る合同中間レビュー調査報告書（西文もしくは英文）を作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 評価報告書（和文・西文もしくは英文）
- (2) 担当分野に係る中間レビュー調査報告書（案）（西文もしくは英文）
- (3) 評価調査結果要約表（案）（和文・西文もしくは英文）

上記（1）～（3）については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路については、日本↔ヒューストン／アトランタ／ロサンゼルス↔エルサルバドルを標準とします。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は、2015年10月22日～11月7日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に数日間程先行して現地調査の開始を予定しています。すなわち、本業務従事者および他のコンサルタント団員のみで現地調査を行う期間があります。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 評価分析（コンサルタント・本公示）

③便宜供与内容

JICA エルサルバドル事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎

あり

- イ) 宿舎手配

あり

- ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

- エ) 通訳傭上

必要に応じ西語↔英語の通訳を傭上

- オ) 執務スペースの提供

なし

（2）参考資料

①案件概要

案件の概要は、ウェブサイト上で公開されています。

<http://www.jica.go.jp/oda/project/1300203/index.html>

<http://www.jica.go.jp/project/elsalvador/003/index.html>

②本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・エルサルバドル共和国東部地域野菜農家収益性向上プロジェクト詳細計画策定調査報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000016973.html>

③本業務に関する以下の資料を、JICA 農村開発部 農業・農村開発第二グループ第三チーム（TEL:03-5226-8450）にて配布します。配布をご希望の方は、ご連絡ください。

- ・業務計画書
- ・業務実施契約（1年次）業務中間報告書（2014年11月）
- ・業務実施契約（1年次）完了報告書（2015年3月）
- ・業務実施契約（2年次）進捗報告書（2016年4月）
- ・市場志向型農業振興にかかる広域支援促進調査（エルサルバドル）（2015年11月）

（3）その他

①業務従事者は、スペイン語で業務を遂行可能であることが望ましいです。

②業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

③安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エルサルバドル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。現地業務に先立ち、外務省「たびレジ」に登録して下さい。

④不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとします。

以上